

(あて先) 大阪狭山市教育委員会

保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

保護者氏名

印

私は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 5 第 1 項の規定に基づき、施設等利用給付認定の申請を行いました。この際、同法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込みを行わなかった主な理由は以下のとおりです。

- 既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため
(認可外保育施設名：)
- 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため
(希望する保育時間： 時～ 時)
- 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため
- その他（自由記述）

()

※ 教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込みを行っていない、主な理由の一つにチェックすること。